

授業目的公衆送信補償金制度 共通目的事業 助成事業募集要項（2022年度 第1次）

授業目的公衆送信補償金制度（以下、「本制度」といいます。）では、著作権法で収受された授業目的公衆送信補償金の一定割合を「著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業」（以下、「共通目的事業」といいます。）に支出することとなっています（著作権法第104条の15第1項）。

本制度の指定管理団体である（一社）授業目的公衆送信補償金等管理協会（以下、「SARTRAS」といいます。）が収受した補償金は、授業で利用された著作物の権利者に分配される他、一部の教育機関からの利用報告から得られた情報だけでは分配の対象となる権利者を完全に捕捉できないことや権利者不明の著作物の利用もあることなどから、共通目的事業を実施することにより、広く権利者全体に還元することが義務付けられています。

今般、SARTRASは、本制度の共通目的事業に相応しい事業を広く募集いたします。

1. 助成対象となる事業

助成対象となる事業は以下の（1）又は（2）に該当するものであること。

- （1）著作権及び著作隣接権の保護に関する事業
- （2）著作物の創作の振興及び普及に資する事業

なお、（1）（2）に該当する事業の具体例として以下のものが考えられますが、これに限定されるものではありません。

（1）の具体例

- ・教育機関向けの著作権思想の普及のための事業
- ・著作権に関する普及啓発教育例に関する顕彰事業
- ・著作権・著作隣接権侵害対策支援事業（国内、国外）
- ・諸外国の授業目的公衆送信補償金制度（ないし類似制度）に関する調査・研究事業
- ・教育現場のニーズを満たし補償金制度を補完するライセンス等に関する調査・研究事業
- ・SDGs（4. 質の高い教育をみんなに）への対応を見据えたすべての人々に対する著作権及び著作隣接権に関する生涯学習の機会の促進事業、など

（2）の具体例

- ・創作助成事業
- ・人材育成事業
- ・分野別著作物総合データベース等の構築・運用事業、など

また、助成対象となる事業は、次の諸点を十分に考慮する必要があります。

- （1）権利者全体の利益に資するものであること

- (2) 公益性に配慮されているものであること
- (3) 実施することに必要性が認められること
- (4) 事業の成果が検証可能であること
- (5) 基金の支出を最小化するものであること

2. 助成事業の対象期間

原則として、2022年4月1日以降に行われ、2023年3月31日までに事業が完了すること。事業が複数事業年度にわたる場合は、申請及審査は2事業年度毎とすることができますが、各年度の事業計画の提出、進捗の報告及び収支・決算は事業年度毎に行う必要があります。

3. 助成金額

1事業当たりの助成金額は原則として5,000万円を限度とします。

ただし、共通目的事業委員会の審査を経てSARTRAS理事会が決定する場合はこの限りではありません。

4. 申請手続き

(1) 申請書類

①SARTRAS会員の構成団体が申請する場合

「助成申請書」(様式第1号)に「事業計画書」(様式第2号)及び「収支予算書」(様式第3号)を添えて、SARTRASに電子メール及び郵送にて提出ください。

②SARTRAS会員の構成団体以外の者が申請する場合

上記申請書類の他に、法人の場合は登記事項証明書、役員名簿及び前年度の事業報告書及び収支決算書を、個人の場合は「履歴書」(様式第4号)及び業績報告書(様式第5号)を添えて、SARTRASに電子メール及び郵送にて提出ください。

なお、申請書類の内容については、選定上必要となる共通目的事業に関する規程「共通目的事業の選定及び共通目的事業基金の管理等に関する規程(2022年2月17日制定)」

(<https://sartras.or.jp/kyotsumokuteki/>)の第11条で示した選定基準を踏まえた内容での提出をお願いします。

また、助成の期間は会計年度単位となりますので、事業が継続して複数年度にわたる場合であっても、単一会計年度の事業計画及び助成金額に区分して提出ください。

(2) 申請先

一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会 (SARTRAS)

(3) 申請受付期間 (第1次)

2022年3月22日(火)から2022年6月21日(火)まで(必着)

※第2次募集は、2022年10月頃から行う予定です。

(4) 審査結果通知

申請者宛に電子メール及び郵送にて審査結果を通知いたします(7月から9月までの毎月末日頃を予定)。

5. 選定方法

学識経験者、専門家、SARTRAS 理事で構成される SARTRAS 共通目的事業委員会における厳正な審議を経て、SARTRAS 理事会で決定します。

6. 助成事業選定基準

助成事業は、以下の基準に全て適合することが必要です。

- (1) 助成事業実施主体が当該助成事業についての原資等を有し、これを当該委託事業の実施に提供することに関する相当な資料の提出があること
- (2) 助成事業の実施の経費、助成事業に供する資産の購入、その他支出に関する見積が適正に行われることを検証しうる資料の提出があること
- (3) 助成事業の成果として公表される研究報告書、広報文書等の印刷物及び Web サイト上の表示に SARTRAS 共通目的事業の助成事業として実施している旨の記載を行うことができるものであること
- (4) 助成事業の実施者が基金から支払いを受ける金額について、その返還が求められる場合の返還債務を支払うことができる資産その他の支払い能力を有すること。この支払い能力について実施者は、宣明書を提出すること（書式自由）

7. 助成金の請求及び支払い

助成金の支払いは、原則として実費精算による一括払いとします。

助成対象事業者は、SARTRAS が指定する期日までに「助成金申請書」（様式第 7 号）により助成金を申請し、SARTRAS は、助成金申請書受領後、SARTRAS から助成決定通知書により通知した支払期限までに、助成対象事業者指定の銀行口座に助成金を振り込みにより支払うものとします。

8. 助成事業の実施報告

助成事業対象者は、助成事業完了後 30 日以内に、「事業実施報告書」（様式第 8 号）、「事業報告書」（様式第 9 号）及び「収支決算書」（様式第 10 号）を添えて SARTRAS に助成事業の完了を SARTRAS に報告する必要があります。なお、あわせて助成金の精算を行い、残金がある場合は、その残額を SARTRAS に返還する必要があります。

9. 個人情報の取り扱いについて

本制度共通目的事業の助成事業の申請に伴い、SARTRAS が取得する個人情報は、共通目的事業の運営、管理のために使用いたします。個人情報に関するその他の取扱いは、SARTRAS プライバシーポリシー (https://sartras.or.jp/privacy_policy/) に従います。

10. その他

その他助成事業に関する詳細は、「共通目的事業の選定及び共通目的事業基金の管理等に関する

規程（2022年2月17日制定）」（<https://sartras.or.jp/kyotsumokuteki/>）をご覧ください。

1 1. 問い合わせ先

一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）事務局

〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-4-3 永田町ビル 6F

TEL 03-6381-5026 FAX 03-6381-5027

E-mail : kyotsumokuteki (@) sartras.or.jp

（メール送信の際は（@）を半角@にしてください）